

平成19年11月21日

協力企業作業員の負傷について

平成19年11月21日午前9時45分頃、定期検査中の6号機取水口付近（屋外）において、スクリーン装置*の点検作業を行っていた協力企業作業員が、左足首および左手親指を負傷しました。このため、業務車にて病院へ搬送しました。

診察の結果、「左足かかとの骨折、左手親指の末節骨骨折」と診断されました。

確認した結果、当該作業員は点検作業のため仮置きしていたスクリーン装置の駆動部の上から降りる際に梯子を踏み外し、地面より約70cmの高さから落下し負傷したことがわかりました。

本事例については、所内および協力企業に周知し、注意喚起を行います。
なお、当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

以 上

* スクリーン装置

取水口に流れてくる海生物等を除去・回収するための装置。